

件名	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>採用に伴い赴任した場合に移転料等が支給される職員の範囲を拡大するための改正を行う。</p> <p>【改正条例】</p> <p>職員の旅費に関する条例</p> <p>【改正内容】</p> <p>第2条の「赴任」の定義のうち、採用された職員について、国、他の都道府県の職員であった者で引き続き採用されたもの等に限定している規定を改正し、採用に伴い赴任した場合に移転料等が支給される職員の範囲を拡大するもの</p>	
施行日	令和5年4月1日
【その他参考事項】	